# 赤字解消·激変緩和措置計画(泉大津市)

都道府県名	保険者 番号	保険者名
大阪府	7	泉大津市

### I. 赤字の発生状況

I-(1)法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。

ı											決算補	真 等	目的									
ſ							決算補助	真等	目的のもの						保	険者	fの政策によるも	の				
ſ	保険料	の収納	不	累積。	赤字補填のた	医療	養の増加		後期高齢者支援	公信	責費等、借入金	高額	療養費貸付					任意	給付に充て	てる	小計	t
	足のた	め		め					金等 利息 金						担緩和を図るため	料(	税)の軽減額	ため				
۱														- 1								
۱	_			_						_		_		- 1		_		_				
۱	1)	(円)		2	(円)	3	(円)		④ (円)	(5)	(円)	6	(円)	- 1	⑦ (円)	8	(円)	9	(円)		<b>1)~9</b>	(円)
ſ			0		30,000,000			0	0		0			0	0					0	30.0	000,000

#### ※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

										決算補填	等	以	外の目的										合計
	保険料(税)の減 地方単独事業の 保健事業費に充て 直営診療施設 発額に充てるため 医療給付費波及 るため 充てるため							納税報奨金(納付 組織交付金等)		基金積立			返済金		その他	その他		その他	その他		小	it	
	だ領に尤てるだめ	増等	(和刊复 <i>派及</i> :	13/15/	α)	元(	·@/EW)	祖職文刊 並寺/								多子世帯支援奨 励金	(解)	その他 消すべきもの)	その他				
(	⑩ (円)	11)	(円)	12	(円)	13	(円)	(円)	Œ	⑤ (円)		16)	(円)	1	(円)	18(円)	19	(円)	20		10~20	(円)	@=①~@(円)
	24,880,000		59,572,000		0		0	0			0		C	)	0	0		56,970,000		0	141	,422,000	171,422,000

	(+14
(A)解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	30,000
(B)解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①,③~⑨,⑩,⑭,⑮,⑰~⑲	81,850

T (4) 婦 L 本田令の鉱垣横加麺(4)

▲ - (2) 検米・エフ	で用並の利別	省加強(C)	(千円)
繰上充用金	平成27年度	平成28年度	(C) 新規増加額
30711	99,589	52,704	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

<u>1-(3)亦子名</u>	!	(千円)
国 定 義	(D)=(A)+(C)	30,000
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	81,850

!【確認事項】赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

- ■確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。
- ■赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I - (4)赤字の原因
累積赤字については、平成29年度末解消済み。
大阪府定義の赤字額については、これまでの一般会計との協議の中で、一般会計で一定の負担し、繰り出し金で対応することとなったもの。具体的には、減免分については、保険料の算定において前年度所得を算定の基礎とすることから、現在の収入と大きな変更が生じる必要と考え、障がいる対象については、障がしる対象については、では、保険料の算定において前年度所得を算定の基礎とすることから、現在の収入と大きな変更が生じる。他で得定は重要を更による情報を表面による影響といる。 活面での一定の負担が余分に生じていると見込まれることから、年金減免については、年金が給与所得から雑所得に制度変更になった時期に、制度変更による影響を軽減することとなったもの。その他の軽減分については、国の制度で対応していない基準日以降の軽減に対し市として対応するもの。

### Ⅱ. 赤字の解消計画

### Ⅱ-(1)赤字解消のための基本方針

大阪府定義の赤字額については、これまでの一般会計との負担についての考え方を財政課と調整し、早期の解消を目指していきたいと考える。しかし、保険料減免に係るものについては、今後の大阪府の統一基準での取り扱い状況を勘案し、解消の時期がどを検討することとする。具体的に言えば、市としては、現在の激変緩和措置は本来措置が必要な世帯に対し有効に機能しているとは考えておらず、その補完措置として市独自に激変緩和措置の減免制度を実施することとした。よって、本市としては、現在の激変緩和措置の適用方法について改善を求めたいと考えており、府統一基準で継続的に検討されている減免措置の内容が制度化されれば、その内容によっては本市独自の減免措置は必要なくなるものと考えている。実際の解消策としては、保険料減免については、保険料統一までの措置として実施していることから、最終年次に制度廃止することで解消を図り、その他解消すべき繰入額については、年次的に縮小し、解消した。

## Ⅱ-(2)赤字解消のための具体的取組

大阪府定義の赤字額については、これまでの一般会計との負担の考え方を整理し、独自保険料減免(令和5年度 799千円解消)以外の繰入に関して早期の解消を図る。

令和3・4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となったが、国通知の対象外となった世帯に対し、地方創生臨時交付金を活用し、市独自で減免を行った。地方創生臨時交付金について法定外繰入となったが、国通知のコロナ減免の終了とともに廃止し、解消を図る。 (地方創生臨時交付金については、令和3年度 928千円、令和4年度 154千円のため、令和4年度は774千円、令和5年度は154千円の解消となる。)

#### Ⅱ-(3)赤字解消の年次計画

#### (総括表 国定義)

#### ※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
法足外牒八の解用で足領(学)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-								0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	0	0	0	0	0	0	0	0
口引 外于肝用了足額(学)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### (総括表 大阪府定義)

#### ※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	<b>列</b> 多铅	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	E C
法定外繰入の解消予定額(率)	-	8,929	50,292	21,830	▲ 928	774	953	0	81,850
ムと外線八の解用 P 足領(平)	-	10.91%	61.44%	26.67%	▲1.13%	0.95%	1.16%		100.00%
残額	81,850	72,921	22,629	799	1,727	953	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	8,929	50,292	21,830	▲ 928	774	953	0	81,850
口口 亦于所用了足做(平)	-	10.91%	61.44%	26.67%	▲1.13%	0.95%	1.16%		100.00%
残額	81,850	72,921	22,629	799	1,727	953	0	0	0

# Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

本市の基本方針としては、大阪府の統一基準に統一していく考え方である。しかし、標準保険料の激変緩和措置については保険料の変動が大きい世帯に対して措置されるものではないことから、本市独自の措置を取らざるを得ないとの判断に至っている。今後、現在ワーキンググループで検討されている様々な事案がどのように統一基準に反映されるかを見定めながら、本市の独自基準についても縮小し統一基準にあわせていくこととする。具体的には、令和元年度からは標準保険料率を適用を基本としつつ、激変緩和措置としての減免で、ソフトランディングを目指す。

Ⅲ\_(2)激亦經和の年次計画

		現状 平成29年度	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次	第5年次	第6年次 令和5年度	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
保険料·税区分		保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	保険料	
	所得割(割合)	8.70%(50)	7.98%(43)	8.28%(44)	8.47%(44)	8.41%(44)	8.51%(44.6)	8.97%(45)	統一	平成30年度においては、統一保険料率を適用。令和元年度(平成年度)および令和2年度においては激変緩和後の標準保険料率を用した。以降も令和5年度までの激変緩和期間については、標準(
2 保険料率	均等割(割合)	24,880円(30)	27,311円(35)	28,722円(34)	29,975円(34)	29,910円(34)	31,142円(33.6)	32,980円(33)	統一	ロナ禍による被保険者の経済状況の悪化・物価高騰による影響と 阪府の国保運営方針の改定による激変緩和の拡大適用の状況を み、医療分に関しては、統一保険料率をベースとしながらも一定、
(医療)		統一	**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	賦課限度額	53万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	所得割(割合)	2.70%(50)	2.69%(44)	2.49%(44)	2.61%(44)	2.73%(44)	2.66%(45)	2.97%(45)	統一	平成30年度においては、統一保険料率を適用。令和元年度(平原年度)および令和2年度においては激変緩和後の標準保険料率、 用した。令和3・4・5年度においては、医療分については上記のといり独自保険料率としたが、後期分・介護分については、標準保険・
2 保険料率	均等割(割合)	8,310円(30)	9,178円(34)	8,577円(34)	9,076円(34)	9,478円(34)	9,426円(35)	10,584円(33)	統一	一年(統一年十七) 「おいまれた。今後においても、標本体に ・ 一年(統一年) 適用を基本し、令和6年度の統一を目指す。
(後期)	平等割(割合)	6,190円(20)	9,970円(22)	9,179円(22)	9,578円(22)	9,858円(22)	9,500円(20)	10,574円(22)	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	が相り一及	
	所得割(割合)	2.70%(50)	2.32%(42)	2) 2.39%42) 2.54%42) 2.47%43) 2.48%43) 2.61%43) 統一 年度)および令和2年度においては激変 用した。令和3・4・5年度においては、B り独自保険料率としたが、後期分・介護		平成30年度においては、統一保険料率を適用。令和元年度(平成31年度)および令和2年度においては激変緩和後の標準保険料率を適用した。今和3・4・5年度においては、医療分については上記のとおり独自保険料率としたが、後期分・介護分については、標準保険料				
2 保険料率	均等割(割合)	9,920円(30)	17,062円(58)	17,704円(58)	18,831円(58)	18,213円(57)	18,306円(57)	19,552円(57)	統一	軍(統一保険料率)を採用した。今後においても、標準保険料率(統一保険料率)適用を基本とし、令和6年度の統一を目指す。
(介護)	平等割(割合)	5,100円(20)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	統一	
	賦課限度額	14万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基	基準	据え置き	一部改訂	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	統一	現在の激変緩和では、実際に保険料が「激変」している世帯に措置されるものとなっていないので、6年間を通じソフトランディングとなるような措置を検討することとしている。具体的には、軽減該当世帯に保険料上昇額の一定割合、世帯所得300万円以下の3人以上の多子世帯に均等割25%の減免を実施している。
4 仮算定の有無		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		据え置き	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の洞	或免基準 	据え置き	一部改訂	一部改訂	据え置き	一部改訂	一部改訂	統一	統一	

# 上記のとおり提出します。

令和 6年 1月 9日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 泉大津市

代表者名 泉大津市長 南出 賢一 印

	区分	-50	<del>以</del> 会如	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年度	合計
		項目	対象額 -	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	百計
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
D保険料収納不足のため	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
②累積赤字補填のため	国	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
③医療費の増加	国府	解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	i	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
4)後期高齢者支援金等	国府	解消率	_								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
5公債費等、借入金利息	国府	解消率	-		-	-	-				
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑥高齢者療養費貸付金	国府	解消率	_	-	-	-	-	-	-		
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑦保険料(税)の負担緩和を図るため	国府	解消率	-		0		0				
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑧地方単独の保険料(税)の軽減額	国府	解消率	_	0	0		0				
@-073 - 1207 PKISCH 1 (1007 07 + 2100 BK		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	+	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
9任意給付に充てるため	国府	解消率	-	0	0		0				
© 1278/14111-20 C 07202		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	+	解消額	-	4,568	19,513	0	▲ 928	774	953	0	24,88
⑩保険料(税)の減免額に充てるため	府	解消率	-	18.36%	78.43%	0.00%	<b>▲</b> 3.73%	3.11%	3.83%		100.00
WINDOW (1767 V) III S C BRICOL C BICON	, na	残額	24,880	20,312	78.43%	799	1,727	953	3.83%	0	100.00
		解消額	- 24,880	20,312	0	799	0	953	0	0	
(A)納税報奨金(納付組織交付金等)	府	解消率	-	0	O .	0	0	0	0		
	, na	残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑤基金積立	府	解消率	_	0	O .	0	0	0	0		
<u>⊚ =                                   </u>	, na	残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑪その他(一部負担減免額の補填)	府	解消率	-	0	0	0	0	0	0		
ツマッド(甲戌三次元族ツ州火)	, ri		- 0	0	0	0	0	0		0	
		残額 解消額	- 0	0	0	0	0	0	0	0	
18その他(多子世帯支援奨励金)	府	解消率	-	0	0	0	0	0	0		
ツに(タナビ市又族尖伽亚/	ינית				_	_		_			
		残額	0	0	30,779	21,830	0	0	0	0	56,97
<b>卵子の他(観消すべき+の)</b>	府	解消額	-	4,361			0	0	0		
⑪その他(解消すべきもの)	) MT	解消率	-	7.65%	54.03%	38.32%					100.00
		残 額	56,970	52,609	21,830	0	0	0	0	0	